

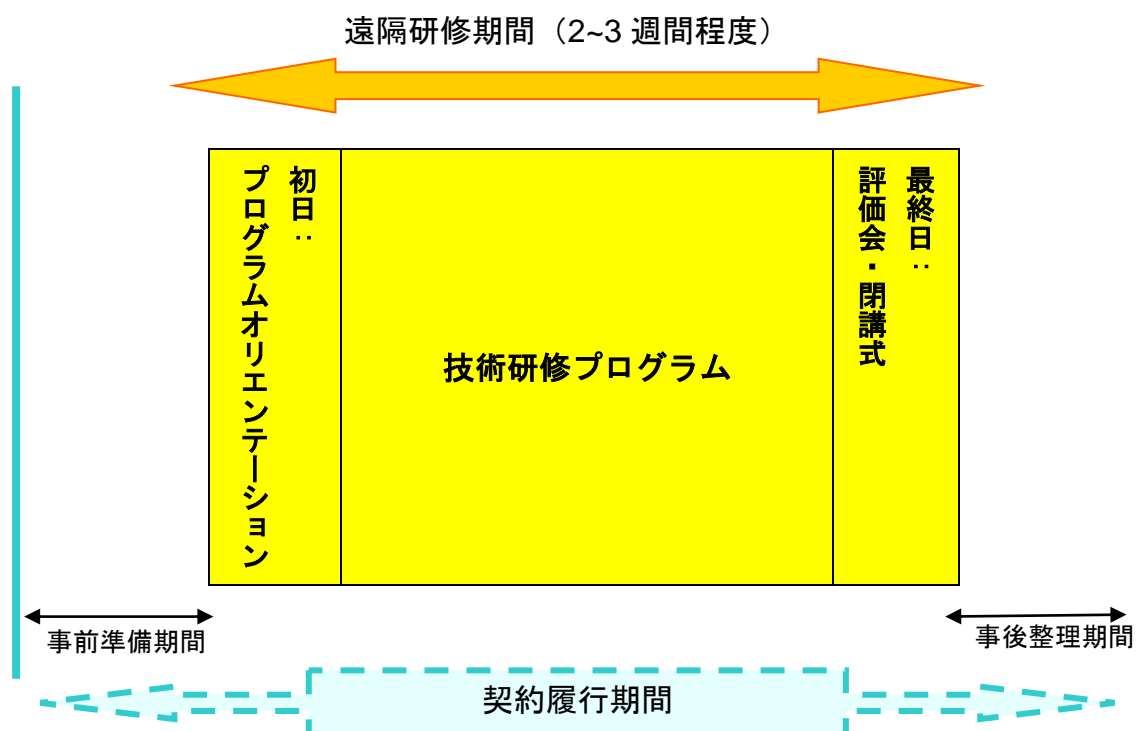
# 第 1 青年研修事業について

## 1. 青年研修とは？

青年研修事業は、開発途上国の将来を担う青年層（20 歳～35 歳程度）を日本に招き、それぞれの国における開発課題（行政、教育、農業、社会福祉、経済、保健医療、環境及び情報通信など多岐にわたる専門分野）について日本の経験、技術の基礎的理解を付与する研修を行い、将来の国づくりを担う人材の育成に協力する事業です。

研修の実施においては、JICA が先方政府との調整等全体管理を行います。日本国内における実際の研修プログラムの実施・運営は、上記の専門分野において専門的な機関とのネットワークや地域の特色を活かして研修成果を着実に得ることができ、かつ海外からの研修員受入経験等を有する NPO、公益法人、大学及び自治体等の団体が、JICA との業務委託契約を締結することにより、実施しています。研修プログラムは、各地域の特性、専門性を活かした講義や視察、実習のほか、同じ専門分野に携わる同世代の日本人関係者との意見交換会などから構成されます。

なお、2021 年度に関しては、新型コロナウイルス (COVID-19) の全世界的な感染拡大により、従来実施してきた来日研修に替えて、2～3 週間程度の遠隔研修プログラム（オンデマンド型<sup>1</sup>、ライブ型<sup>2</sup>、あるいはこれらの組み合わせ。研修内容関連施設等の視察動画の配信を含む）により実施することを基本とし、ご提案を募集します。



<sup>1</sup> オンデマンド型：指定期間内の任意日時における講義動画視聴を中心とする型。質疑応答やレポート提出は別途行う。

<sup>2</sup> ライブ型：Web 会議システム等を使用した指定日時の生中継型（質疑応答を含む双方向型の講義・討議・課題発表）。時差を考慮する必要あり。

## 2. 青年研修の目的

1. 日本における各分野の基礎的な技術や制度に関する知識を習得する。
2. 日本の技術が発展した歴史、経験や文化、社会的な背景を理解する。
3. 対象国の開発課題解決への取り組みに資する知識・意識を向上させる。

## 3. 青年研修の遠隔研修プログラム構成例

|                 |  |
|-----------------|--|
| 2週間<br>～<br>3週間 | <p>① 【初日】プログラムオリエンテーション</p> <p>研修概要説明（プログラムオリエンテーション）：スケジュール説明、コース目標、到達目標、総括レポートの作成要領、その他研修実施に必要な情報について受託団体から説明していただきます。</p> <p>遠隔研修は、各分野の講義や関連施設のオンライン視察、討論で構成されます。</p> <p>※研修効果を高めるため、関連施設等の視察動画教材（事前録画映像もしくは生配信動画）もプログラムに含めることをご検討ください。</p> <p>② 【最終日】総括レポート発表・評価会・閉講式</p> <p>研修で学んだことを自国の抱える課題解決にどう生かすことができるか、研修員に発表していただきます。また、今後の研修改善の参考資料とするため、評価会を実施します。閉講式は、評価会の後に実施され、JICAから修了証書が授与されます。</p> |
|-----------------|--|

## 第2 業務委託契約内容について

遠隔研修プログラムの実施及びその運営に必要な以下の業務を、JICA と密接な連絡をとりながら実施していただきます。

### 1. 委託業務の範囲及び内容

#### (1) 遠隔研修実施全般に関する業務

##### ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整

必要な講義、見学先等の選定による日程を作成し、具体的な講義（実習）名、研修内容、講師名、研修場所などを含む、最終的な日程及び研修カリキュラムを確定する。

##### ② 関係者の移動に関する手配

当機構の規定に沿って、関係者（研修監理員、講師、その他同行者）の移動・旅行手配（宿泊等）を行う。

##### ③ 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理

各講師や視察先からのアポイントを取り付けると共に、必要な経費について確認し、研修経費見積書を作成・提出する。

##### ④ 研修員選考への協力

⑤当機構その他関係機関との連絡・調整

研修計画の策定および実施等に当たっては、JICA中国と適時に連絡・調整を行い、進捗状況について適宜報告する。変更や未定事項の決定時には事前に協議する。

⑥研修監理員との調整・確認

研修日程に基づき、研修場所や開始時間等の詳細について、配置される研修監理員と調整・確認を行う。

⑦コースオリエンテーションの実施

技術研修開始初日に、プログラム日程の説明、コース目標、到達目標、総括レポートの作成要領、その他研修実施に必要な事項を研修員に説明する。

⑧研修の運営管理とモニタリング

研修実施に当たっては、研修員に対して、到達目標を踏まえた各講義の意図、講師の略歴、全体の流れ等を十分に伝えると共に、研修員のニーズや途上国の状況についての講師への情報提供を随時行い、研修内容の理解の向上に努める。また、講義等に同席し研修実施状況をモニタリングする。

⑨研修員の経験・知識レベルの把握

必要に応じ、個別面接等を通じて、研修員の経験・知識レベル等を把握するとともに、適宜研修の運営管理へフィードバックする。

⑩各種発表会の実施

研修員作成のレポート等の発表会の実施準備や進行管理を行う。

⑪研修員作成の各種レポートの分析・評価

⑫研修員からの技術的質問への回答

研修員からの技術的質問に対して、講義や視察先の説明等も踏まえて適宜回答する。

⑬評価会への出席、実施補佐

研修終了時に研修の成果確認、改善点の抽出等を目的として行われる評価会に出席し、実施の補佐を行う。

⑭閉講式への出席、実施補佐

閉講式に出席し、実施の補佐を行う。

⑮反省会への出席

関連資料の集計・分析の上、JICA中国が開催する反省会に出席し、研修内容、運営管理の改善のための提言を行う。

⑯講義等プログラム内容の評価

(2) 講義（演習・実習）の実施・研修教材作成に関する業務

① 講師及び教材作成に必要な撮影先や情報収集先の選定・確保

講師に対する予定の確定、研修場所、撮影先への連絡等を行う。なお、その際、全体プログラムにおける当該講義の位置付や留意点を講師に十分説明し、他の講義との重複を避けるよう調整を図る。

② 遠隔研修の映像コンテンツ制作

研修映像コンテンツにかかる動画の撮影・編集、配信を行う。また、必要に応じて

映像制作会社の調達、調整、連絡等を行う。

③ 講師への講義依頼文書の発出

必要に応じ、講師本人または講師所属先に講義依頼文書を発出する。

④ 講義室及び使用資機材の確認

講師から依頼のあった研修資機材（PC、Wifi、スピーカー、マイク等）を講義実施場所の設備を確認の上、確保、準備する。

⑤ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認

講師が使用する講義テキスト、配布資料の有無を事前に確認し、テキストの著作権の扱いについて講師に周知する。また、講師から著作権に関する同意書（教材・動画）を取り付け、資料の翻訳・製本手配、複写、配布を行う。

⑥ 講義等実施時の講師への対応

講義場所へ講師を案内する等、適宜対応する。

⑦ 講師謝金の支払い

外部講師に対し、JICA の基準に基づく謝金を、源泉徴収の有無、所得税課税の有無等を確認した上で支払う。

⑧ 講師への旅費及び交通費の支払い

外部講師に対し、必要に応じ旅費または交通費を支払う。

⑨ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

必要に応じ、講師やその所属先等に礼状を発出する。

（3）オンライン視察の実施に関する事項

① 視察先の選定・確保と視察依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付

視察先に対するアポイントの確定、場所の連絡等を行う。必要に応じ、視察先への依頼文書、同行者への依頼文書を発出する。

② 視察動画の作成

関連施設等の視察にかかる動画の撮影・編集、配信を実施する。また、必要に応じて映像制作会社の調達、調整、連絡等を行う。

③ 見学謝金等の支払い

視察先に対し、必要に応じJICA 基準に基づく謝金等を支払う。

④ 視察先への礼状の作成と送付

（4）事後整理

業務完了報告書（教材の著作権処理報告を含む）及び経費精算報告書の作成

（5）留意事項

当機構は、本研修コース実施にあたって、各研修使用言語の研修監理員を配置予定です。研修監理員は講義及び演習・実習時の通訳等をします。

本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

## 2. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、研修プログラム終了後速やかに、業務完了報告書及び経費精算報告書を各1部ずつ提出していただきます。

## 3. 2021年度の青年研修事業 実施予定案件

|   | 国・地域  | 案件名     | 予定人数 | 使用言語  |
|---|-------|---------|------|-------|
| 1 | ネパール  | 防災コース   | 8名   | ネパール語 |
| 2 | モルディブ | 職業訓練コース | 5名   | 英語    |

各実施予定案件の概要や受入対象国のニーズ等については、別添の「2021年度JICA中国青年研修事業 実施予定案件に係る概要等」を参照ください。

## 第3 応募について

### 1. 応募要件

- (1) 公告日において、令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」または「B」または「C」または「D」の認定等級（資格）を有すること。なお、同資格通知を受けていない者については、2. 資格審査(1).Bに定める書類を提出することによって資格審査を受けることができる。
  - (2) 応募意思確認書提出の時点で、独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条の規程に該当しない者であること。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。
  - (4) 公告日から契約開始の日までの期間、契約に関し当機構から指名停止措置を受けていないこと。
  - (5) 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と綿密な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。また、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。
  - (6) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
- ① 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢

力」という。)である。

- ② 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ③ 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- ④ 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- ⑤ 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- ⑥ 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- ⑦ 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑧ その他、提出者が広島県の暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号含め中国地方各県の同様の条例）に定める禁止行為を行っている。

## 2. 資格審査

企画書の提出に先立ち、JICA中国において応募団体の資格審査を行いますので、下記の必要書類を提出してください。

### (1) 提出書類

#### A. 全省庁統一資格を有する者

- ① 応募意思確認書（別紙1）
- ② 令和01・02・03年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

#### B. 全省庁統一資格を有していない者

全省庁統一資格審査結果通知を有していない者で、本件の参加を希望する場合は、応募意思確認書（別紙1）と次の書類5点を添付し提出することで、契約担当役から本件に限って資格審査を受けることができます。

- ① 定款若しくは寄付行為又はこれらに相当する文書
- ② 法人登記簿謄本（コピーで可、法人格を持たない団体は提出不要）
- ③ 直前営業（事業）年度事業報告書（JICA関連事業及び団体独自の活動を含む）
- ④ 直前営業（事業）年度収支報告書
- ⑤ 納税証明書（その3の3）（写）

任意団体の場合は代表者個人の納税証明書（その3の2）（写）

※3か月以内に取得したものに限り

(2) 提出期限：2021年8月6日（金）必着

(3) 提出方法：

持参の場合、受付は平日10時から17時まで  
郵送の場合、配達記録が残るものに限る。

(4) 提出先

〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1  
独立行政法人国際協力機構中国センター 研修業務課 担当：池田久恵  
TEL：082-421-6310  
E-mail：[ciccttp@jica.go.jp](mailto:ciccttp@jica.go.jp)

(5) 合否通知

提出いただいた書類を確認し、2021年8月11日（水）までに資格審査結果を通知します。

### **3. 企画書の提出について**

資格審査の合否通知後、合格者は応募を希望するコースの企画書を提出してください。詳細は別紙2「企画書作成時の注意点及び掲載内容」を参考に別紙3「企画書の様式」を使用し作成してください。

- (1) 提出書類：企画書1部
- (2) 提出期限：2021年8月24日（火）必着
- (3) 提出方法：  
持参の場合、受付は平日10時から17時まで  
郵送の場合、配達記録が残るものに限る。
- (4) 提出先：資格審査時の提出先と同じ

### **4. 質問の受付**

公告開始から2021年7月29日（木）まで、本件に係る質問をメールにて受け付けます。回答は、2021年8月3日（火）までにJICA中国センターホームページ内の「調達情報」に掲載します。ご確認ください。

### **5. その他**

- (1) 応募書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出された応募書類一式は返却いたしません。
- (3) 提出された応募書類一式は、応募書類の審査以外には無断で使用いたしません。
- (4) 提出期限以降における応募書類の差換え及び再提出は認めません。

## **第4 結果の通知について**

契約相手先の決定方法及び結果の通知

契約相手方の選定については、契約担当役が企画書等を審査し、その審査結果を基に契約交渉順位を決定し、2021年9月6日（月）までに通知します。

契約相手方に決まった団体のうち法人以外の課税事業者には、「納税証明書」（その1：消費税及び地方消費税の「納付すべき税額」、「納付済額」、「未納税額」の証明）あるいは「消費税課税事業者届出書」（控）、もしくは税務署又は金融機関受領印のある納付書（写）を提出いただきます。

※「納税証明書（その1）」を申請する際に、税目：消費税及び地方消費税、年度：直近の事業年度を指定する必要あり。

※「消費税課税事業者届出書」（控）については2年以内の税務署受領印のあるものを提出願います。

[注]1 企画競争の結果については、機構ホームページ上に原則公表しますので、ご承知ください。

[注]2 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、応募、契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、案件への応募及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

（注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

## 第5 契約交渉・手続き等

採用された企画書を提出した者との間で、別途 JICA が指定する経費基準（「研修委託契約における見積書作成マニュアル」）に基づき積算した見積書をもとに、契約交渉を経て決定します。JICA は、研修委託にかかる人件費、及びその他研修実施に必要な直接経費（講師謝金、資機材費等）を支払います。なお、研修経費に関する JICA の規程・基準が変更することもありますので、予めご了承願います。



以上

別紙 1 : 応募意思確認書 (様式)

別紙 2 : 企画書の記載内容

別紙 3 : 企画書 (様式)

別添 : 「2021 年度 JICA 中国青年研修事業 実施予定案件に係る概要等」